

駐車場機器仕様書

1 受託者が設置する機器（ゲート式システム）の構成は次のとおりとする。

	駐車場名	設置機器	数量
①	本龍野駅西駐車場 (既設機器更新)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		バーキャッチャー	2 台
		入口表示灯	1 台
		出庫回転灯	1 台
		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
②	本龍野駅東駐車場 (既設機器更新)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		バーキャッチャー	2 台
		入口表示灯	1 台
		出庫回転灯	1 台
		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
③	播磨新宮駅南駐車場 (既設機器更新)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		入口表示灯＋出庫回転灯	1 台
		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
④	播磨新宮駅北駐車場 (既設機器更新)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		バーキャッチャー	2 台
		入口表示灯＋出庫回転灯	1 台

		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
⑤	竜野駅北駐車場 (既設機器更新)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		バーキャッチャー	2 台
		入口表示灯＋出庫回転灯	1 台
		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
⑥	竜野駅南第 1 駐車場 (機器新設)	駐車券発行機	1 台
		出口精算機	1 台
		カーゲート	2 台
		バーキャッチャー	2 台
		入口表示灯＋出庫回転灯	1 台
		ループコイル	1 式
		コールセンター等用通信機器	1 式
		コールセンター等用インターホン	1 式
		コールセンター等用カメラ	1 式
		保護フード	1 式
		利用案内看板	2 枚
		保護柵	6 台
		保護ポール	3 台

2 機器の技術要件は次のとおりとする。

(1) 駐車券発行機

- ・機器本体は、防雨構造の屋外対応機器であること。
- ・音声案内等により、利用者にわかりやすい操作案内が行えること。
- ・定期券（月極用）の使用が可能であること。
- ・駐車券には、入庫日、時刻印字ができること。
- ・駐車券切れの信号、機器トラブル等の信号がコールセンター等へ送信できること。

(2) 出口精算機

- ・機器本体は、防雨構造の屋外対応機器であること。
- ・音声案内等により、利用者にわかりやすい操作案内が行えること。

- ・駐車券、定期券（月極用）、サービス券等に対応可能であること。
 - ・対応金種は、硬貨は10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨（新旧対応）とし、紙幣は、1,000円札（新旧対応）とすること。
 - ・インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応した領収書発行機能付きであること。なお、領収書には領収者名、領収年月日、領収金額等を記載できること。（領収印の押印は不要）
 - ・料金精算後、出庫回転灯へ信号出力できること。
 - ・定期券（月極用）の無効登録が行えること。
 - ・インターホン及びカメラ等を備え付けるなどによりコールセンター等と24時間365日の接続が可能とし、トラブル時は音声又は画像等により対話を行い、遠隔操作によるゲートの開閉等ができるようにすること。
 - ・駐車料金については、厳重に保管できる仕様とし、異常時には自動発報できること。
 - ・各種信号（釣銭切れ、用紙（ジャーナル・レシート）切れ、金庫満杯、その他駐車場管理を円滑に行う為に必要な各信号）を発報できること。
 - ・出口精算機での駐車場データは入庫状態の確認、過去の売上や入出庫データをウェブブラウザ等で閲覧可能であること。
- （3） カーゲート
- ・機器本体は、防雨構造の屋外対応機器であること。
 - ・停電時は、手動操作によりゲートバーの開閉ができること。
- （4） バーキャッチャー
- ・機器本体は、防雨構造の屋外対応機器であること。
 - ・播磨新宮駅南駐車場は、バーキャッチャーを設置しないものとする。
- （5） 入口表示灯、出庫回転灯
- ・機器本体は、防雨構造の屋外対応機器であること。
 - ・入口表示灯は、利用者に「満車」、「空車」の状況を知らせる表示機能を有すること。
 - ・出庫回転灯は、歩行者、通行車両へ出庫する場合の警報を回転灯等にて行うこと。
- （6） ループコイル
- ・メーカー標準仕様とする。
- （7） コールセンター等用通信機器
- ・機器の各種異常信号、設備信号をコールセンター等へ送信できること。
 - ・コールセンター等から遠隔操作で出口ゲートの開閉等ができること。また、ゲートの遠隔操作に応じて遠隔出庫時の駐車台数調整ができること。
- （8） コールセンター等用インターホン
- ・インターホンは、出口精算機付近に設置すること。
 - ・利用者が使用した際にコールセンター等へ接続できること。
- （9） コールセンター等用カメラ

- ・ 出口精算機付近に設置し、利用者及び周辺の映像をコールセンター等側で確認できる機能を有すること。

(10) 保護フード

- ・ 竜野駅南第1駐車場に耐風圧等を考慮した出入口対応仕様の保護フードを設置すること。
- ・ 竜野駅南第1駐車場以外の駐車場は、既設保護フードを使用するものとする。

(11) 利用案内看板

- ・ 竜野駅南第1駐車場の駐車券発行機付近及び出口精算機付近に、約款看板（寸法 W600 mm×H1,400 mm程度）を1枚ずつ設置すること。（参考図面参照）
- ・ 看板には、駐車場の名称、料金、営業時間、精算方法、使用可能金種、領収書発行、非常時・トラブル発生時の連絡先及び連絡方法等を表示すること。
- ・ 看板の表示内容及び設置場所について市と協議を行い、了承を得ること。
- ・ 竜野駅南第1駐車場以外の駐車場は、既設看板を使用するものとする。

(12) 保護柵、保護ポール

- ・ 竜野駅南第1駐車場の出入口付近に歩行者用通路を確保するための保護柵等を設置すること。また、機器を保護するための保護ポール等を設置すること。（参考図面参照）
- ・ 竜野駅南第1駐車場以外の駐車場は、既設の保護柵、保護ポールを使用するものとする。